

○原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認について

(平成19年3月13日島交企甲第2091号各警察署長あて本部長例規通達)

最終改正 令和5年3月17日

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の5第2項の規定により警察署長が行う確認（以下「確認」という。）に係る事務に関しては、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の補装具費支給に関する規定等が平成18年10月1日から施行されたことなどに伴い、下記のとおり運用することとしたので、誤りのないようになされたい。

なお、原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る警察署長の確認について（平成4年11月13日島交企第792号ほか本部長例規通達）は、平成19年3月12日限り、その効力を失う。

記

1 確認の手続

(1) 市町村長から通知があった場合の確認

市町村長から利用者の住所地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に対し、通知書（様式第1号）により、車体の大きさの基準に適合しない原動機を用いる身体障害者用の車の購入に要した費用について、身体障害者（児）に対して補装具費として支給することを決定した旨の通知があったときは、通知書及び添付書面により速やかに確認するものとする。この場合において、所轄警察署長は、当該市町村長に対し、確認証（様式第2号）を送付するものとする。

(2) その他の場合の確認

ア 申請の手続等

確認は、車体の大きさの基準に適合しない原動機を用いる身体障害者用の車の利用者又は利用者から依頼を受けた者から、所轄警察署長に対し、確認申請書（様式第3号）が提出された場合に行うものとする。

イ 審査の方法

申請に係る利用者が申請に係る大きさの原動機を用いる身体障害者用の車を用いることがやむを得ないことについて、原則として、当該利用者及び当該車を実地に調査して確認の可否を判断するものとする。ただし、確認申請書に次の書類が添付されている場合には、当該利用者及び当該車の実地調査に代え、これらの書類の書面調査により確認の可否を判断してもよい。

(ア) 身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を疎明する書類

(例) 身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を証明する医師その他の身体の状態を判断することができる者の作

成する書面

(イ) 当該車を製作し、又は販売する者が作成した当該車の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

ウ 確認証の交付

所轄警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対して確認証を交付するものとする。

2 確認証の携帯

利用者が確認に係る原動機を用いる身体障害者用の車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

3 確認証の返納

利用者が確認に係る原動機を用いる身体障害者用の車を利用しなくなったとき、又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を当該所轄警察署長に返納させるものとする。

4 運用上の留意事項

- (1) 原動機を用いる身体障害者用の車で車体の大きさが道路交通法施行規則第1条の5第1項第1号に規定の基準に適合しないものは、その利用者がその車を用いることがやむを得ないことについて所轄警察署長の確認を受けない限り、道路交通法上の身体障害者用の車には該当しないこととなるから、このような原動機を用いる身体障害者用の車を通行させている者を発見した場合には、速やかに所轄警察署長の確認を受けるよう指導すること。
- (2) 市町村長に対する確認証の送付、申請者に対する確認証の交付及び利用者から確認証が返送された際の受理に係る業務については、副署長若しくは次長、交通課長又は交通総務課長に専決をさせることができる。

様式 〔略〕